

第2次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第2次徳島市地球温暖化対策推進計画（以下「第2次推進計画」という。）を策定するにあたり、幅広く市民等の意見を求めるため、第2次徳島市地球温暖化対策推進計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 徳島市における地球温暖化問題についての現状と課題に関すること。
- (2) 徳島市における地球温暖化対策に関すること。
- (3) その他、第2次推進計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 市民会議は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員は、環境問題に関し、知識経験を有する者、公募市民等のなかから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2次推進計画の策定までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は市民会議を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、市民環境部環境保全課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。